

（前部上側端灯）

第46条 前部上側端灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 自動車（次号に掲げるものを除く。）に備える前部上側端灯にあっては、協定規則第148号の規則4. 及び5.1.（種別AMに係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.1.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。
- 二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部上側端灯にあっては、別添59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準とする。
- 2 前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6.に定める基準とする。